



保安條例ニ關スル資料

内務省

規格 B. 5.

計	末口二二糖	長一〇米	末口一〇糖	長一〇米	末口二〇糖	長九五米
二六八〇	一一八	一六	一〇六	三三〇		
二六五九五六〇	三七七六〇	四三三〇	二二二二〇	三三〇		
二八一六	一二七		九六五	二二〇	五〇	
	三七七五		一六五五	一四三	五五	
二五、一九四、四九	三五、四二五		一五、八八〇	三、一五七	七、七五〇	
	クレオソート		" "			クレオソート

備考

九月末施行ノ陸軍大演習前ニ完成ノ必要上北海道ニ對スル
補給單價ハ他府縣ニ對スル補給單價ヨリモ多少高額トセリ

目次

- 一 保安條例 上諭及條文
- 二 警視廳史情記事
- 三 日本警察史記事
- 四 清浦伯爵警察四續錄記事
- 五 保安條例四方四條の實施（明治二十年東京日記事）
- 六 保安條例の發布と頓然たる社會（同時學研報記事）
- 七 退去を昭せられた主なる人々（近代日本史）
- 八 片岡健吉等保安條例に關はる（近代日本史）
- 九 保安條例廢止經過

内務省

規格 B. 5.

保安條例

勅令

朕惟フニ今ノ時ニ當リ大政ノ進路ヲ開通シ民臣ノ幸福ヲ保護スル
爲ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ認メ茲ニ左ノ條例ヲ敷
可シテ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十年十二月二十五日

- 内閣總理大臣 伯爵 伊藤 博文
- 内務大臣 伯爵 山縣 有朋
- 司法大臣 伯爵 山田 綱義

勅令第六十七號

内務省

規格 B 5.

保安條例

第一條 凡ソ秘密ノ結社又ハ集會ハ之ヲ禁ス犯ス者ハ一月以上二年以下ノ懲禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其首魁及教唆者ハ二等ヲ加フ内務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會又ハ集會條例第八條ニ載スル結社集會ノ聯絡通信ヲ阻遏スル爲ニ必要ナル豫防處分ヲ施スコトヲ得其處分ニ對シ其命令ニ遵犯スル者、前前項ニ同シ

第二條 屋外集會又ハ群集ハ豫メ許可ヲ經タルト否トヲ問ハス警察官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ禁スルコトヲ得其命令ニ違フ者首魁教唆者及情ヲ知リテ參會シ勢ヲ助ケタル者ハ三月以上三年以下ノ懲禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加シ其附和進行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

内務省

規 格 B 5.

集會者ニ兵符ヲ携帶セシメタル者又ハ各目ニ携帶シタル者ハ本
刑ニ二等ヲ加フ

第三條 内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以
テ文書又ハ圖書ヲ印刷又ハ板刻シタル者ハ刑法又ハ出版條例ニ
依リ處分スルノ外仍其犯罪ノ用ニ供シタル一切ノ器械ヲ沒收ス
ベシ印刷者ハ其情ヲ知ラザルノ故ヲ以テ前項ノ處分ヲ免ルルコ
トヲ得ス

第四條 皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル
者ニシテ内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリ
ト認めルトキハ該地長官又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經期
日又ハ時間ヲ限リ退去ヲ命ジ、三年以内同一ノ地内ニ出入寄
宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得

内務省

規格 B 5.

過去ノ命ヲ受ケテ期日又ハ時間内ニ過去セサル者又ハ過去シタ
 ルノ後更ニ禁ヲ犯ス者ハ一年以上三年以下ノ懲禁ニ處シ仍五
 年以下ノ監禁ニ付ス、監禁ハ本籍ノ地ニ於テ之ヲ執行ス
 第五條 人心ノ動亂ニ由リ又ハ内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲ス者アル
 ニ由リ治安ヲ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ内閣ハ臨時必要ナリ
 ト認ムル場合ニ於テ其ノ一地方ニ限り期限ヲ定メ左ノ各項ノ全
 部又ハ一部ヲ命令スルコトヲ得
 一、凡ソ公衆ノ集會ハ屋内屋外ヲ問ハス及何等ノ名義ヲ以テス
 ルニ拘ラス豫メ警察官ノ許可ヲ經サルモノハ總テ之ヲ禁スル事
 二、新聞紙及其他ノ印刷物ハ豫メ警察官ノ檢閲ヲ經スシテ發行
 スルヲ禁スル事

規格 B. 5.

三、特別ノ理由ニ因リ官廳ノ許可ヲ得タル者ヲ除クノ外銃器短銃火藥刀劍仕込杖ノ類運テ携帶運搬販賣ヲ禁スル事

四、旅人ノ出入ヲ検査シ、旅券ノ制ヲ設クル事

第六條 前條ノ命令ニ對スル違犯者ハ一月以上二年以下ノ懲禁錮又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス其刑法又ハ其他特別ノ法律ヲ併セ犯シタルノ場合ニ於テハ各本法ニ照シ重キニ從ヒ處斷ス

第七條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

内務省

規格 B 5.

善悪歴史稿 上巻(五五七頁)

保安條例

二十五日保安條例ヲ執行シ中島備行尾崎行雄島本仲道休有遺屋
等四百七十餘名ヲ皇居三里外ニ追放ス

是ヨリ先キ高知縣士族片岡健吉宮地茂春等其黨ト謀リ境內備ヲ
傾動セント欲シ言論集會出版ノ自由及ヒ地租減輕等ノ請願ヲ以
テ口實トナシ縣民ヲ煽動シ封禁ヲ拂ヘテ上京シ之ヲ内閣ニ呈シ
且言論集會出版ノ自由ヲ傳ヘキト地租ノ減セサル町ラサルトヲ
以テ天下ニ號呼ス各地方奔競好名ノ徒蜂起シテ之ニ繼シ先ヲ等
フテ健吉等ノ謀ニ倣ヒ陸續相提携シテ部下ニ烏集シ或ハ元老院

規格 B. 5.

内務省

ニ進白シ或ハ大臣ノ門ヲ叩テ執奏ヲ促シ若クハ其非ヲ繼ケテ辭
職ヲ請旨シ傍ヲ集會ニ新附ニ置リニ危微ノ首論ヲ爲シテ人心ヲ
感舞シカメテ上下ノ間隔ヲ疎ル又其率ユル所無賴壯年ノ輩ヲ指
駭シテ大臣ヲ脅迫セシメ或ハ之ヲ遣ニ要シテ奉行ヲ加ヘ又ハ兇
器ヲ携ヘ公園ニ屯集シテ威威ヲ示シ僞々僞察官ノ之ヲ刺スルア
レハ之ニ奉行ヲ加フル等祖暴危微一ニシテ足ラス其議行詭勝ニ
シテ測ル可ラサルモノアリ故ニ飛語アリ此輩大毒ヲ企ル所アリ
ト府下御論議々人心恟然定ラス時ノ總覽三島通庸決然此輩ヲ處
分シ釜下ヲ一掃シ休安ニ至ラシメシメコトヲ内閣ニ補論ス此後迅
速一變議ヲ排除シ天壤兩澤都下肅然タリ是日保安條例ヲ制定
發布ス本條例ハ大敵ノ進路ヲ遮断シ臣民ノ幸福ヲ保護スルカ爲

内務省

規格B-5

ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ以テ設定セシモノニシ
テ其大要ハ總督ノ結社集會ヲ禁止シ又屋外ノ集會及ヒ群集ハ其
許可ヲ經ルト否トヲ問ハス警察官之ヲ禁止スヘキヲ認ルトキハ
之ヲ禁スルコトヲ得又屋居若クハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ
住居シ若クハ寄留スル者ニシテ内亂ヲ陰謀シ或ハ教唆シ或ハ治
安ヲ妨害スルノ虞アリト認ルトキハ警察官地方長官ハ内務大
臣ノ認可ヲ經期日若クハ時間ヲ限リテ過去ヲ命シ三年以内同一
ノ距離内ニ出入寄留若クハ住居スルヲ禁スルコトヲ得又人心ノ
動亂ニ由リ或ハ内亂ノ豫備或ハ陰謀ヲ爲ス者アルニ由リ治安ヲ
妨害スルノ虞アル地方ニ對シ内閣ハ其一地方ニ令シテ警察官ノ
許可アルニ非レハ集會スルコトヲ禁シ警察官ノ檢閲ヲ經サレハ

内務省

規格外

新聞及ヒ其他印刷物ヲ發行スルコトヲ禁シ及ヒ官廳ノ許可アル
ニ非レハ銃器刀剣火藥等ヲ偽借運搬販賣スルヲ禁シ又旅人ノ出
入ヲ檢査シ廢券ノ刷ヲ設ルコトヲ傳セシム而シテ此條例ニ違犯
スル者ハ其罰輕重各々添アリト爲ス 勅令第六
十七號

二十四年一月十三日參議

規 格 B. 5.

内 務 省

保安條例（日本警察史 三九〇頁
三九三頁）

人民の自治民権の伸張を主張した政治運動は、明治十七年七月改進黨は總理大隈重信、副總理河野敏謙の脱退によりて一頓挫を來し、自由黨は同年七月黨の中央的統制を失ふと共に運動資金缺乏の爲めに終に解黨の已むなきに至つて、一時沈滞の狀態となつた。

然るに明治十八年十二月には新に内閣官制を設け、伊藤博文が初めて總理大臣となつて内閣を組織し井上馨が外務大臣、山縣有朋が内務大臣となつた。そして明治維新以來の懸案たる條約改正に没頭し、其促進の手段として文化の程度を歐洲に劣らざる様にする必要なりとして、ダンスの宣傳、男女交際之自由、口

内務省

規格 B. 5.

...

一マ字等極端なる歐化主義を高揚し、爲政者自ら率先して之を奨励する世に所謂鹿鳴蘭時代を現出した。之を繼た國粹主義者の一派は政府の舉措に反感を抱き、政府反對の民間黨は政府反對の感情を煽るの好材料として之を提へた。

時偶々井上外相の條約改正案なるものは、外人判事在日本の裁判に加ふると云ふことであることが曝れて、之國權を毀るものなりとの攻撃は猛然として起り、内はポアソナードの反對機關、外は臣谷干城の反對して解職するあり、政府は終に明治二十年七月外交團に條約改正中止を通牒し、井上外相は職を辭して事終に失敗に歸した。政府の一角既に潰へたと見るや伊藤内閣の壓迫に苦しんだ民間黨は更に勢を得て、地租軽減、言論集會の自由、外交の

内務省

規格 B. 5.

明治二十年十二月二十六日官僚たる政府に反対する政黨の政治運動彈壓の爲め保安條例の發布となつたのである。この施行については福島事件の當時彈壓縣令で鬼と呼ばれた三島も躊躇せしを、内務大臣山縣有朋が三島に對し施行出来ぬなら辭職せよ、自ら總監を兼任し實行の任に當ると叱咤せし爲めに三島も實行を誓つたものであると傳へられてゐる。そこで先づ十二月二十六日午朝官報號外を以て發布し、即時施行と決し警視總監三島通庸は府下の各警察署員を芝公園彌生社に集め、名を忘年会に精り酒食を饗し、酔の發する頃午前三時急に總動員を行ひ、

刷新なる目標の下に政府政權へ突進し政争は尖鋭化したるとき、突如明治二十年十二月二十六日官僚たる政府に反対する政黨の政治運動彈壓の爲め保安條例の發布となつたのである。この施行については福島事件の當時彈壓縣令で鬼と呼ばれた警視總監三島通庸の發意なりと専ら噂せられたが、其の實は流石の三島も躊躇せしを、内務大臣山縣有朋が三島に對し施行出来ぬなら辭職せよ、自ら總監を兼任し實行の任に當ると叱咤せし爲めに三島も實行を誓つたものであると傳へられてゐる。そこで先づ十二月二十六日午朝官報號外を以て發布し、即時施行と決し警視總監三島通庸は府下の各警察署員を芝公園彌生社に集め、名を忘年会に精り酒食を饗し、酔の發する頃午前三時急に總動員を行ひ、

規格 B. 5.

明治三十一年六月二十六日、皇居ノ近傍ニハ、兵ヲ二倍シ、全都市樞要ノ地ニハ、悉ク軍用電線ヲ架設シ、軍病院ハ、醫官ヲ召集シテ、負傷者救治ノ準備ヲ整ヘ、特ニ警視廳ノ火災ニ備フルコト、最モ周到ヲ極メタリ、城郭内ノ如キハ、巡查憲兵ノ東西ニ奔走スルモノ、陸續續ヲ接シ、星火四散、燈光徹月ト掩映シ、頗ル壯觀ヲ現セリ（退去日録）

「大蔵省ニハ、憲兵巡查ノ他、更ニ二小隊ノ兵ヲ派シテ、非常ヲ戒シメ、皇居ノ如キハ、近衛ノ兵ヲ二倍シ、全都市樞要ノ地ニハ、悉ク軍用電線ヲ架設シ、軍病院ハ、醫官ヲ召集シテ、負傷者救治ノ準備ヲ整ヘ、特ニ警視廳ノ火災ニ備フルコト、最モ周到ヲ極メタリ、城郭内ノ如キハ、巡查憲兵ノ東西ニ奔走スルモノ、陸續續ヲ接シ、星火四散、燈光徹月ト掩映シ、頗ル壯觀ヲ現セリ（退去日録）」

規格 B. 5.

保安條例第四條の實施 (明治二十年十二月二十八日發行 東京日日新聞所載)

保安條例發布につき其務にては同條例第四條に據り治安を妨害するの虞ある者と見認められし人々を皇居を距る三里以外の地に退去せしむる爲め一昨廿六日午後五時頃より夫れ一〇手分して拘立に着手せられたり(此日は前號にも記せし如く府下各警察署半數の巡査は芝公園の通生社の忘年會に參集せしが午後三時頃俄に總員引揚となり暗着するが否や同日の非番巡査をも呼上に成り此事に着手せられしなりと云ふ。)其中首立たる人々は屋亭(三年)林有造(三年)中島信之(三年)島本伸道(三年)尾崎行雄(三年)片岡健吉(二年半)を印籠されしが不服にて目下審議廳(拘留)山本興彦(高知二年半同上)宮地茂春(高知二年半同上)な

規格 B. 5.

内務省

りしが承服に付送さるる一竹内綱(二年半)中江篤介(二年半)吉田正春(二年半)坂崎成(二年半)廣瀬正猷(二年半)安藤清秀(高知二年半)横山又吉(高知二年半)山田泰造(二年)和田信實(高知二年)川島烈之助(茨城一年半)の諸氏にて又兩度登殿、藤井藤吉、長田房太郎、庄司徳三郎の人々は拘立になり(或は云ふ何れも一年半なるべしと)備目馬太郎氏は引致拘留中との事なり。其餘退去を命ぜられしは一昨夕より昨日午後迄に惣員三百餘人と聞えしが此人々の住宅は皆警官(被處分者一人に付進査二名宛)が出張して右退去の旨を申渡され(居宅ある者は一通内寄通者は即刻)其場に承服の向は直様附添て(或は云ふ派出所送り)新橋上野兩停車場若しくは品川新橋板橋千住等へ送り附

規格 B 5.

け、見届けの上にて購着せられ或は其首立の筋に依りては警察署へ引連れらるゝ間もあり一又此中には放免となりし者もあり中に尤も不服を言ひ或は理由を聞かん杯云ふ者をば皆警察署へ送還されたるなりと云ふ。而して府下中、京橋、本郷、小川町、愛宕町の四署管内には下付屋敷も多きに付他の警察署より應接の巡査を拜廻されたる程なりとか一又吉原に送歸したる警官も數十名あり、同所にて處分を受けたる人々は備辨儀にて五名、其外併て數十名の多きに及びたり一扱又過去者の中過半は横濱へ引取りたるが一新橋停車場は終日非常に混雑せり一豫て東京神奈川間に打合せの有りしと見え、午前十一時三十分横濱着の汽車に乗りたる被處分者三十名が列車の口を出るが否や停車場に待置けたる巡査は

規格 B 五

内務省

（右）に、昨日午後二時、山内一正（板垣伯の執事）中
西辰捕、片岡恒二郎等の入々あり、現に午後二時二十分迄同署内に
百名程の引致者あり、又警官の護衛に依つて旅籠屋に休居する者
もあり、其雜音は中々容易の事に非ず、又同港には足を溜めさせ
ざる都合にや昨日出帆すべき郵船の時刻を延引し此の被慮分者を
乗組する様其筋より命令ありしと聞く又右に付波戸場邊の警備も
いと嚴重なりとの報あり。

押取巻で横濱警察署に連れ往きたり。一午後二時十五分着の汽車
にても同様なりしと云ふ）其中には山内一正（板垣伯の執事）中
西辰捕、片岡恒二郎等の入々あり、現に午後二時二十分迄同署内に
百名程の引致者あり、又警官の護衛に依つて旅籠屋に休居する者
もあり、其雜音は中々容易の事に非ず、又同港には足を溜めさせ
ざる都合にや昨日出帆すべき郵船の時刻を延引し此の被慮分者を
乗組する様其筋より命令ありしと聞く又右に付波戸場邊の警備も
いと嚴重なりとの報あり。

規格 B 5.

同様の休戦なしと、又曰く昨日に限り同様の留置場の募入物を禁ぜられたりしとか一又陸軍省も同夜後に相直を増され憲兵隊にても十分に非常を審められ、東京地審裁判所の検事局兼審局にても一昨夜來徹夜にて同條例に關する手續きを取調べらる。況んや警保局に於てをや、終夜絶えず警視廳と往復して其執行を打合せらる。斯く官衙は非常の混雜を極めたれども、市中は至つて平穩にて人々は皆威嚇の聲みに暇なく、斯る非常の騒動の有るや無しや一聞聞知せざる者の如くにて身取り其他に市街を奔走するのみなりき

(下略)

保安條例の發布と騷然たる社會（明治二十年十二月二十八日）
 昨日の時事新報に掲載せし如く保安條例は去二十五日の日附を以て其翌二十六日全國に發布し、その發布の當日より施行するとの事にて其第四條に據れば、皇居又は行在所を距る三里以内の地に住居又は寄宿する者にして内亂を陰謀し又は教唆し又は治安を妨害するの虞ありと認めるときは、警視總監又は地方長官は内務大臣の認可を経て、期日又は時間を限り退去を命じ三年以内同一の距離内に出入寄宿又は住居を禁ずる事を得云々とありて、東京府内にては第一番に此箇條を施行し今尚ほ實行しつゝある眞敢中にて、是迄常に政治を談じ又連年有志總代などと稱し喧嘩より樂り

來る目盛しき者は、概ね治安を妨害するの虞あるものと認められ、
一昨二十六日夜より、續々敢寄りの番察署に引致せられ、即日即
別過去の嚴命を侵むりしものあり。又或は何日何時までと時限を
定められて過去を命ぜられたる者もあり猶ほ未だ署内に拘留せら
れ居る者もあり。その混雑は一方ならず、神出小川町番察署のみ
にても一昨夜より昨日に掛け二百十餘名、京橋番察署のみにても
八十餘名、愛宕番察署にても百十餘名、其他増設しやら未だ収調
べ中やらにて、増設なる人数は分り兼ねたれど、その總数は凡そ
一千餘名もあらんとの噂なり。隨て番出巡査の往來織るが如く是
迄引致せられたる有志者の家元又は旅宿は、總て分り居たること
ゆへ巡査は夜半黎明の隙なく、直ちにその旅宿に向ひ先づ召喚狀

規格 B 5.

を示し、その管轄警察署に同道し走り直ぐその場にて、何日何時
限り退去を命ず云々と言渡せし以上は、一人の退去者は大抵二人
宛の巡査を附けて之を監禁せしめ、即日即時の退去を命ぜられた
る者は、その腫脹處に降りて荷物を片付け行李の整ふや否や巡査
附座の上、又直ちに退去者の逗留地方に向つて管轄外まで護送し到
る始末なれども、何と申すも一時に幾百名といふ人数を送り出す
事ゆゑ、停車場その他諸街道の騒ぎは容易ならず、道路見る御堵
の如く、目迎目送して何故かと唯感觸を起すのみ、是は尤も地方
より上京して一時止宿したる者の退去なれども、東京に家もあり
家族もありて同じく退去を命ぜられたる人々は、大抵何日何時ま
でと数日間の猶豫を興へ、萬端支度をも爲さしむれども警復巡査附

規格 B. 5.

密ひて、門戸の出入も敢も厳重なれば親戚の情話に時を移すこと
能ず、退去を命ぜられたる人々の心中は左こそと思はれたる一方
に、命ずる警察署の手配りは日頃倍し警備厳重、孰れの者にも
門内には數十名の巡査兩列に相並びその要路に従ひては、甲署よ
り乙署に臨時補助を興ふる向もあり、中にも警察本署にては外勤
の警備巡査四十餘名を恒直せしめ、小川町、京橋等の警察署にて
は深夜に至る迄特務巡査を管内の止宿所に出張せしめて當夜の宿
泊人を取調ぶる杯、徹夜の備きに一昨夜より昨日午後三時迄には
、荒方収片付の手筈なりしと聞きたれど、此所に十人彼所に二十
人と退去者のあるに従つて、亦々之に倍する警備巡査を要するこ
と故、彼には手も引き足らず、甲所を済して乙所に向ふに時を移

規格 5.

内務省

し、昨日夜に入るも尚ほ奔走に暇なかりし存子なり。殊に一塵び
過去を命ぜられたる上からは一連の書面も、一應巡査の檢閲を
されば送する事ならぬとの掟にて、檢閲せらるゝ人よりする人の
手紙なかゝにて、去りとは又聞く手の行届きたる者なりと、情
父事の起りは一昨二十六日午後一時より、今度新築の芝公園通生
社に於て藩官の忘年會を開き、三島藩税總監を始め、各藩察書長
並に藩部巡査等一同集會し、酒肴の饗宴談笑悠然たるその内にも、
總監及び各藩察書長は二時二十分頃、俄然その場を引上げ、一同
打揃ひて藩税總監内に會議を開き、政會したるは夕方にて、固もな
く各藩とも執行の手配を爲し、前上の如き大引致を始めたるもの
なり。

規格 B. 5.

前項の始末にて一昨二十六日の夜より二十七日へ掛けては、府下
下たる所にて巡査附添ひにて壯士を送り出す、其の街道は北に南
に各々思ひなれども、最も多かりしは鐵道に依つて横濱に送
られたる壯士にて、新橋停車場は一時壯士と巡査とにて充滿し、
一群一隊、發車毎に壯士の乗組むもの數十名巡査護送の數之に合
ふて、横濱停車場までは同車し、爰に始めて横濱警察署の巡査に
引渡したりと云ふ。又府下六大橋には最寄警察署の巡査立替して、
一々京を離れて郷里に向ふ壯士の姓名を尋問し、夫々傳送したる
由、又斯る多くの壯士中には切りに不服を唱へ、命令に違背せし
向も數十名あつて、孰れも遊戯廳第二局に拘引せられたるよし。

(明治二十年十二月二十八日記載四四)

規格 15. 5.

過去を命ぜられた主な人々（近代日本史）

星亨（三年）林有造（同上）中島信行（同上）島本伸道（同上）
尾崎行雄（同上）片岡健吉（二年半）竹内綱（同上）中江篤介（
同上）吉田正春（同上）坂崎斌（同上）横山又吉（同上）林包明
（二年半）山縣七司（同上）富田精策（同上）福井孝治（同上京
都人）齋藤自治夫（同上千葉県人）草刈親明（同上宮城人）吉田升
造（同上福島人）八木原繁雄（同上新潟人）日無重真（同上福島
人）西山志澄（同上高知人）伊藤圭介（同上岩手人）榎島幹（同
上京都人）川藤貞盟（二年新潟人）刈宿伸衛（同上福島人）重野
謙二郎（同上山形人）楠目馬太郎（同上高知人）山田泰造（同上）
和田稻積（同上）川島烈之助（一年半）山田勇治（一年岩手人）

規格 B. 5

山田島吉（一年千葉人）宇野文助（同上茨城人）高野麟三（同上
 千葉人）三輪正路（同上福島人）早川權彌（同上長崎人）久米弘
 行（同上米沢）剛波登波（同上廣島人）島本佐一郎（同上高知人）
 柳山亮（同上山梨人）今村勝（同上新潟人）八木原長治（同上新
 潟人）西島為藏（同上新潟人）副島幸馬（同上高知人）宮部政厚
 （同上兵庫人）赤屋麻雄（同上熊本人）貞方至親（同上長崎人）
 森隆介（同上茨城人）關出下學（同上熊本人）榎井康吉（同上茨
 城人）
 其の二十六日の夜より二十八日に至るまで、退去總計五百七十人
 の多きを加へ、合計者は二十四時間内に退去を命じ、住居者は十
 二月三十一日を限り退去を命じ、正面よりの大澤燈を下した。

規格 B 57

片岡健吉等保安條例に關はる（近代日本史）

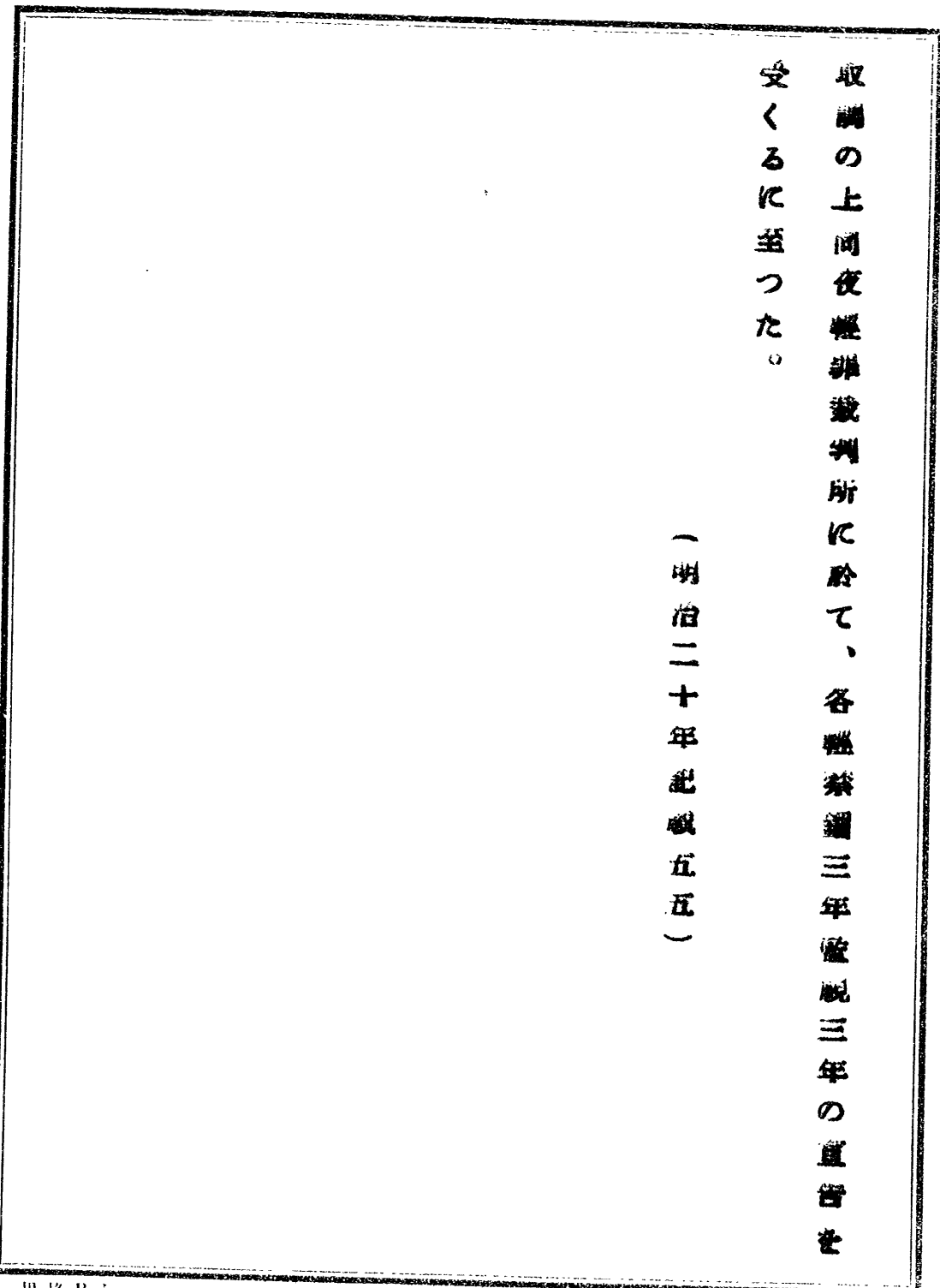
片岡健吉、坂本直虎等高知縣有志總代の任を負ひ三大事件の總白書を携へ同行數十名、上京して芝罘房町の金虎園に止宿してゐたところ、保安條例の發布に遭ひ警察に召喚されて退去を命ぜられた。然るに片岡等抗辯して曰く「我等をして一國人の資格を以て上京せるものならしめば、隨て命令を奉承すべしと雖も我等は萬有國民の總代にして、其地單を渡するや固く同志に約するに、總も祖傳誦讀の舉動を爲すことなく順正着實の方法を以て、諸君の意思を貫徹するに盡力すべきを以てせり。然るに今命に依て京城を退去せば、是則ち同志の委託に背て内亂を醸成し、若くは治安を妨害するの企を爲したる罪を自認するなり。苟も此の如くな

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to low contrast and fading.)

らば、何の顔色あつてか故郷の同志に對せん、故に今退去を命ぜ
ざるべからざる所以の遊邊を傳るにあらずんば、命に懸する懸は
ず」と、固く退去の命に背きたるを以て、遂に該條例第四條の間
ふ所となり、翌二十七日片岡健吉、坂本直寛、武市安哉、今村彌
太郎、西山志道、山本幸彦、津本備前太の七氏は維新二年六月
豐後二年前出岩吉は同二年八月豐後二年、熱岩正存、細川義昌は
同二年豐後二年、樽淵幸廣は同一年六月豐後二年に處せらる。是
を聞て獲きに過去の命を奉じ直に償償に過去せし、該獄代中の二
人安藤清香、熱岩一二等は「諸先輩にして既に此の如し、吾輩何
ぞ備り徒勞して形骸朋友に對するを傳んや」として三十日夜再び
上京して更めて過去せざる旨を申立てたるに、即刻拘留更に一懸

取調の上同夜經非裁判所に於て、各縣禁烟三年監視三年の直管を
受くるに至つた。

(明治二十年紀載五五)



規格 B. 5.

内務省

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

保安條例制定廢止經過

一 制定

明治二十年十二月二十五日勅令第六十七號ヲ以テ公布セラレ、同日ヨリ施行セララル

二 廢止經過

第一帝國議會（明治二十三年十一月）

衆議院（議員提出）

加藤平四郎ヨリ保安條例廢止法案ヲ提出セラレ衆議院之ヲ可決ス

保安條例制定廢止經過

一 制定

明治二十年十二月二十五日勅令第六十七號ヲ以テ公布セラレ、同日ヨリ施行セララル

二 廢止經過

第一帝國議會（明治二十三年十一月）

衆議院（議員提出）

加藤平四郎ヨリ保安條例廢止法案ヲ提出セラレ衆議院之ヲ可決ス

貴族院 (衆議院提出)

同院ニ於テハ保安條例廢止ハ未ダ時機早シト認メ、衆議院ヨリ提出アリタル爲、一應特別委員ヲ規則通り選舉シタルノミニテ審議未了

第三帝國議會

衆議院 (議員提出)

安東九華 (第三帝國議會ニ於テハ野口駁外一名)ヨリ保安條例廢止法案提出セラレ、衆議院之ヲ可決ス

貴族院 (衆議院提出)

保安條例廢止案ノ委員ヲ各部ニ於テ選舉スルモ審議未了

第四帝國議會

衆議院 (議員提出)

魚住逸治外一名ヨリ同法廢止案提出セラレ、本案ヲ可決ス

貴族院 (衆議院提出)

特別委員ノ選舉アリタルモ、保安條例ヲ全廢スルハ今日ノ社會情勢ノ許サザル所トナレ、第二讀會ヲ開クベ

キヤ否ヤノ決ヲ採リタルモ出席者百五十中、可トスル
モノ四〇、否トスルモノ百一〇ニテ廢案トナリ、結局
同院ニテ否決セラレ

第五

第六帝國議會
第七

衆議院

貴族院

提案者ナク議事ニ上ラズ

第八帝國議會

衆議院

(議員提出)

德増源太郎ヨリ同法廢止案提出セラレ、同院ニ於テハ
第二讀會ヲ有略レテ直ニ決議サレ多数ヲ以テ可決サル
貴族院 (衆議院提出)

議長委託ニテ本案ノ特別審査委員ヲ九名選舉ス、同委
員會ニ於テハ、同法案廢止ニ對スル賛否兩論アリタル
モ採決ノ結果結局否決セラレタル旨委員長ノ報告アリ、
一〇七對六四ヲ以テ第二讀會ハ開クベカラズトナレ、
廢案トナリ、結局同院ハ之ヲ否決ス

第九帝國議會

衆議院 (西村真太郎外二名提出)

前例ニ依リ讀會ヲ省略シ直ニ異議ナレト認メテ該案ノ
確定ヲナス

貴族院 (衆議院提出)

議長ノ指定ニ依リ特別委員ヲ選定セラレタルノミニテ
審議未了

第十帝國議會

衆議院 (政府提出
竹内正志外二名提出)

委員會ニ於テハ出席委員一致ヲ以テ可決、第一讀會ニ

於テハ憲法政治ノ今日同法ハ一日モ早ク廢止スベシト
ナシ、讀會ヲ省略シテ直ニ原案ノ通り可決ス

貴族院 (衆議院提出)

委員付託トナリタルノミニテ審議未了

第十一帝國議會

衆議院
貴族院
提案者ナク議事ニ上ラズ

第十二帝國議會

衆議院 (金山從革提出)

同法ハ憲政ノ本旨ニ悖リ、帝國ノ体面ヲ傷ケルモノナ

ルカ故ニ此案ヲ直ニ即決セラレシコトヲ望ム旨提案者
ノ説明アリ、同院ニ於テハ讀會ヲ省略シテ直ニ本案ヲ
確定セリ。

貴族院 (衆議院提出)

委員會ニ於テハ同案ヲ可決スベシトナス議員ハ僅ニ一
人デ、跡ハ皆否決シヤウト云フ意見デアツタガ、委員
長細川護成ハ一己ノ意見トシテ、近ク同法第四條第五
條ニ依ル完全ナル法律ノ制定ノハコビトナリ居レル今
日同法ヲ廢止シテモ一向差支ナシトシテ主張シ、貴族院

ニ於テ初メテ一〇六對八九ヲ以テ第二讀會ニ移シ、引
續イキ第三讀會ニ於テ本案ヲ確定ト認メラレ、保安條
例廢止法案ハ明治三十一年六月四日遂ニ兩院ヲ通過セ
リ